

新居浜市移住体験ツアー実施業務仕様書

1 業務名

新居浜市移住体験ツアー実施業務

2 目的

大都市圏に在住し、本市への移住を検討している子育て世帯をターゲットとし、実際の住環境の確認、先輩移住者等との交流を通じて、本市の魅力や暮らしやすさ、子育て環境の良さ等を体感してもらう参加者の希望に応じたプログラムをカスタマイズできるパーソナライズド移住体験ツアーを実施し、本市への移住・定住の促進を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日～令和9年3月31日

4 履行場所

市長が指定する場所

5 事業概要

(1) 名称

新居浜市移住体験ツアー

(2) 対象者

本市への移住を検討している大都市圏在住の20代～40代の子育て世帯5組程度。
少なくとも1組は愛媛県が今年度実施する、東京・大阪での移住フェア参加者を市と協議のうえ、選定し、組み込むこと。

(3) 場所

新居浜市内各所

(4) 実施時期

令和9年2月までの期間で参加者が希望する2泊3日
ただし、夏季期間（7月～8月）に1組以上のツアーを実施すること。

(5) 業務内容

ア 実施日程及びツアー内容

(ア) 実施日程

ツアーの実施日程は2泊3日とする。

(イ) ツアー内容

新居浜市への移住を検討している大都市圏在住の20～40代の子育て世帯をターゲットとし、リアルな新居浜暮らしを体感できるよう、世帯ごとに日程や訪問先

等の各自のニーズに沿ったパーソナライズド型の移住体験ツアーを実施する。また、ツアー造成の際には、参加者の意向に合った仕事・住まい・子育て環境等、移住後の生活をイメージできる内容や先輩移住者等との交流の場を設ける企画を提案することとする。

ウ) ツアーの企画・立案

参加者の意向を踏まえ、行程案、訪問場所候補、先輩移住者との交流場所等の調整、飲食店（昼食）の候補を提案すること。ただし、最終的な行程内容は契約後、市と協議の上決定する。

イ 募集関係

(ア) 本事業のターゲット層を踏まえ、移住フェア等で配布するチラシを作成・周知することにより効果的に参加者を募集・集客し、確度の高い移住希望者の絞り込みを行う。なお、本事業に係る広報については、市が別途実施する。その際、市から要請があれば、協議に参加すること。

(イ) 受託者は、ツアーの周知及び募集を行うとともに、申込方法や応募条件に関する問い合わせ等に対し、説明を行うこと。また、参加者と必要な連絡調整、開催案内、行程表の作成を行うこと。

ウ 運営

(ア) 参加者については、本市への移住意欲が高い応募者を優先的に選定するため、応募者へのヒアリングを実施し、新居浜市と協議の上決定する。

(イ) ツアー中は、レンタカーを借り上げる等、効率よく移動できるようにすること。なお、借り上げ料は委託料に含む。

(ウ) ツアーの協力者に対し、受託者が委託料から相応の謝金・対価を支払うこと。

(エ) 宿泊については、可能な範囲で本市のお試し移住用住宅を利用することとする。

(オ) 必要最低限の国内旅行傷害保険に加入することとし、保険料は委託料に含めること。

(カ) 委託対象経費は次の通りとする。

① ツアー参加者の交通費（受託者が指定する空港または新幹線駅を起点として実施するものとし、当該起点までの往復交通費は原則、参加者の自己負担とする。）

※交通費は実費精算とする。

② 受託業務運営スタッフ賃金、旅費

③ 車両借上代及び手配に係る経費（乗務員の日当、食事代含む）

④ 移動に伴う通行料及び駐車場代

⑤ ツアー行程中の参加者の昼食代

⑥ ツアー行程中の体験イベントに係る経費

⑦ 会場費（設営・運営費等含む）

⑧ 関係者への謝金等

⑨ ツアー参加者への受付募集及び連絡調整に係る経費

⑩ ツアー参加者の国内旅行傷害保険加入に係る経費

⑪アンケート実施業務に係る経費

⑫その他業務に関連する経費

エ アンケート調査の実施

ツアー後、参加者に対しアンケートを実施し、集計・分析した結果を新居浜市に報告すること。また、アンケート内容は、新居浜市と協議の上決定すること。

6 その他運営上の要件

(1) 実施体制

実施体制には、業務責任者を置くとともに業務のメイン担当を明確化し、業務全般の活動を一元化すること。オンラインでの協議も可能とするが、1回以上は対面での協議を行うこと。

(2) 事業計画書の作成

契約締結後、スケジュール等を盛り込んだ事業計画書を作成し提出すること。

(3) 事業実績報告書の作成

事業実施後において委託業務完了報告書を作成し提出すること。

7 委託業務限度額

1,925,000円(税込)

8 支払方法

本事業に係る支払いは、事業完了後の完了払いとする。なお、ツアー参加者の交通費については実費精算とする。

9 成果品

(1) 委託業務完了報告書(任意様式) 1部

(2) アンケート結果電子データ 一式

(3) 経費明細書

10 成果品の納品場所

本業務の成果品の納入先は、新居浜市役所企画部シティプロモーション推進課とする。

11 留意事項

(1) 第三者への委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 機密の保持

委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託業務終了後においても同様とする。

(3) 個人情報の取扱い

委託業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき適切に取り扱わなければならない。

12 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、旅館業法（昭和27年法律第239号）に定める手続き等を遵守すること。
- (2) 参加者との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任もって対処すること。
- (3) この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託事業者の提案内容を制限するものではない。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に際して疑義が生じた場合は、本市と協議の上、その指示に従うこと。